

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>1 契約の概要</p> <p>高齢者の交通事故防止を図るため、県内に居住している運転免許保有者のうち65歳以上の者を対象に、高齢運転者の交通事故要因と考えられる「動作反応の低下」等を自覚させるとともに、実車による「交差点の通行方法」等の体験型の実技講習等を委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本講習は、道路交通法第108条の2第2項の規定に基づき行うもので、この講習を実施するために定めた「高齢運転者実技講習実施要領」において、専門の指導員、講習用車両及びコースを必要としており、これらを有するのは、指定自動車教習所のみであるが、</p> <p>(1) 法定講習ではないため、指定自動車教習所の指導員、車両が確保でき、コースが空いているときしか実施できない。</p> <p>(2) 県下全域にわたって高齢者を対象とするもので、受講者の希望日時、場所などの利便性を考慮する必要がある。</p> <p>等の理由から、限られた指定自動車教習所ではなく、受講者が希望する県下の各指定自動車教習所で受講できるようにする必要がある。</p> <p>以上のことから、競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であること等の説明</p> <p>道路交通法第99条に基づく公安委員会の指定を受けた、県内の全指定自動車教習所が加入し、講習の実施可能な指定自動車教習所の把握が容易にでき、講習の手配等を行う人員を確保している(一社)岐阜県指定自動車教習所協会を本講習委託の契約相手とすることが適当である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。